株 主 各 位

京都市南区吉祥院宮の東町2番地

株式会社 堀場製作所

取締役社長 足立正之

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年3月23日(金曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年3月24日(土曜日)午前10時(午前9時受付開始予定)

(昨年と開催時刻が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)

2. 場 所 京都市南区吉祥院宮の東町2番地 当社講堂

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第80期 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第80期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年3月23日(金曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成30年3月23日(金曜日)午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、42頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面と電磁的方法と重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものといたします。

以上

- 1. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に必ずご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 2. 株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、代理人による議決権の行使につきましては、当社定款の定めにより議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- 3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト(http://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
- 4. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (http://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主懇談会開催のご案内

株主総会終了後、株主懇談会の開催を予定しておりますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

事業報告

(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済情勢を振り返りますと、アメリカでは好調な雇用情勢を背景に景気は着実に回復が続き、欧州においては地政学リスクの影響、政策に関する不確実性の影響等があるものの、景気は緩やかに回復しました。新興国経済については、中国では各種政策効果もあり、景気は持ち直しの動きが見られました。インドでは、内需を中心に緩やかに回復しました。

我が国においては、企業収益の回復や雇用情勢、個人消費において改善の動きが見られ、景気の緩やかな回復基調が続きました。

この間、為替相場を見ますと、当連結会計年度の平均為替レートは、1USドル112.16円、1ユーロ126.70円と、前年と比べUSドルは3.0%、ユーロは5.1%の円安になりました。

分析・計測機器業界におきましては、半導体関連では、前年に引き続き年間を通して半導体メーカーの高い水準での設備投資が続き、半導体製造装置需要は拡大しました。その背景は、データセンターの処理量増加及びAIやIoT浸透等により、メモリーなどの半導体需要が大幅に増加したことです。自動車関連では、欧州で導入された排ガス新規制の影響や、日本でも平成30年に新規制が導入されることなどを背景に、排ガス計測に関する需要は拡大傾向で推移しました。また、ハイブリッド車や電気自動車など自動車の電動化や自動運転といった次世代自動車技術への期待が高まり、国内外の自動車メーカーや関連機関による設備投資や研究開発投資には積極的な姿勢が見られました。科学分析機器関連では、各国における需要は全般的には低調に推移しましたが、中国において最先端の科学分析機器の需要が高い水準で推移したことに加え、年後半には欧米を中心に需要の改善も見受けられました。

このような経営環境のもと、当社グループにおいて、当連結会計年度に実行した各事業部門の強化施策 といたしましては、次のとおりです。

自動車計測システム機器部門では、平成27年にイギリスのMIRA社より買収したECT※1(自動車開発全般に関するエンジニアリング・試験)事業において、自動運転を含む次世代自動車技術の開発などの領域へ事業拡大をめざし、積極的な投資を実施しました。ホリバMIRA社(イギリス)においては、路上走行試験での排ガス規制導入に対して、「先進的排ガス試験設備(AETC※2)」を稼働させました。また、平成28年に本格稼働したびわこ工場「HORIBA BIWAKO E-HARBOR」では生産効率を高め、排ガス規制による需要の高まりに対応しました。

環境・プロセスシステム機器部門では、アメリカテキサス州を拠点とするプロセス計測設備事業において、石油精製市場での事業を拡大していくために、ホリバ・インスツルメンツ社(アメリカ)ヒューストン工場を移転・拡充しました。また、アジアでの事業拡大を実現するため、各地域における環境規制強化や地域環境の改善に繋がる分析・計測ソリューションの提案力を強化しました。

医用システム機器部門では、フランスと日本において自社開発による血球計数分野の新製品を投入しました。また、新市場進出の足掛かりとしてシーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス社と業務提携を結ぶなど、血液計測分野における事業拡大戦略を加速させました。

半導体システム機器部門では、半導体製造装置需要の高まりに対応するため進めていた株式会社堀場エステック阿蘇工場の増設拡張工事を完了させ、主力製品であるマスフローコントローラーの生産能力拡大を進めました。また、堀場エステック・コリア社(韓国)の本社拠点を移転拡充し、顧客へのサービスサポート体制の更なる強化を進めました。

科学システム機器部門では、中国において大学や学術機関へラマン分光分析装置などの販売体制を強化したほか、従来の技術を応用して新市場への事業拡大を進めました。各事業部門における技術リソースや顧客ネットワークの相互活用を図り、顧客層の拡大に注力しました。

この他、日本では、中長期経営計画「MLMAP2020」でも重点項目の1つに掲げる水質計測関連事業の強化を進めるため、当社と株式会社堀場アドバンスドテクノに分散していた水質計測関連の開発・生産リソースを統合して株式会社堀場アドバンスドテクノに集約させました。水質計測関連事業の成長とグローバルでのブランド力の強化を実現します。さらに、事業成長を加速させると同時に資産効率の向上のため、資産効率を測る当社独自の経営指標を新たに導入し、当該指標のグループ全体への浸透を図りました。

こうした経営施策に加え、売上拡大に努力した結果、当連結会計年度の業績は、売上高195,399百万円と前期比14.9%の増収となり、利益面でも営業利益26,834百万円、経常利益26,608百万円、親会社株主に帰属する当期純利益16,281百万円とそれぞれ前期比45.1%、同45.6%、同25.6%の増益となりました。

*1 ECT:Engineering Consultancy & Testing *2 AETC:Advanced Emissions Test Centre

事業部門別の状況は、次のとおりであります。

(自動車計測システム機器部門)

エンジン排ガス測定装置やMCT(自動車計測機器)事業の販売が増加しました。この結果、売上高は73,360百万円と前期比17.9%の増収、営業利益は7,680百万円と同117.6%の増益となりました。(環境・プロセスシステム機器部門)

米州でのプロセス計測設備事業が低調に推移した一方、日本や中国において、発電所や工場向けに煙道排ガス分析装置等の販売が堅調に推移したことなどから、売上高は17,433百万円と前期比4.1%の増収となりました。利益面では、米州でのプロセス計測設備事業の減収などが響き、営業利益は1,094百万円と同29.0%の減益となりました。

(医用システム機器部門)

米州における販売が低調に推移したことなどから、売上高は25,187百万円と前期比5.2%の減収、営業利益は1,918百万円と同31.6%の減益となりました。

(半導体システム機器部門)

半導体メーカーの高水準の設備投資を背景に、半導体製造装置メーカー向けの販売が大幅に増加しました。この結果、売上高は53,300百万円と前期比37.3%の増収、営業利益は15,642百万円と同61.6%の増益となりました。

(科学システム機器部門)

日本や欧州において販売が低調に推移した一方、アジアと米州においては堅調に推移しました。この結果、売上高は26,117百万円と前期比1.5%の増収となりました。利益面では、研究開発費用が増加したことなどから営業利益は498百万円と同47.2%の減益となりました。

企業集団の事業部門別売上高

〔単位 百万円〕

部門	第79期 (平成28年1月~平成28年12月)	第80期(当連結会計年度) (平成29年1月~平成29年12月)	前 期 比 増 減 (△) 額
自動車計測システム機器	62,207	73,360	11,152
環境・プロセスシステム機器	16,753	17,433	680
医用システム機器	26,564	25,187	△1,377
半導体システム機器	38,828	53,300	14,471
科学システム機器	25,738	26,117	378
合 計	170,093	195,399	25,305

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資額(無形固定資産を含む。)は11,639百万円であり、その主なものは株式会社堀場エステックの阿蘇工場増築工事2,303百万円、ホリバMIRA社(イギリス)の「先進的排ガス試験設備(AETC)」への投資450百万円などであります。

(3) 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、市場別に自動車計測システム機器、環境・プロセスシステム機器、医用システム機器、半導体システム機器、科学システム機器の5つの事業部門で事業展開をしています。これは5つの異なる市場で事業を行うことにより、各事業部門がそれぞれの強みを発揮するとともに、お互いの弱みを補強しながらバランスよく成長させることを意図しています。事業部門ごとの技術やノウハウはお互い連携し合っており、事業部門間で「人財」や生産設備等の事業リソースをシフトすることによって、好調な事業にリソースを一時的に集約させるなど、業績の悪い事業の負担を軽減する柔軟な対応をとることができ、効率的な経営が可能となっています。

平成28年2月に平成32年度を目標年度とする中長期経営計画「MLMAP2020 (Mid-Long Term Management Plan 2020)」を策定し、連結売上高2,500億円、営業利益300億円、ROE (自己資本当期純利益率) 10%以上をめざしており、計画達成に向けて諸施策を推し進めてまいります。

また、当社は、平成30年1月1日付で役員人事異動を行い、代表取締役会長兼グループCEOに堀場厚が、代表取締役副会長兼グループCOOに齊藤壽一が、代表取締役社長に足立正之が就任しました。グループ経営力の強化やグループ経営体制の明確化、更なる開発力強化を図ります。加えて、平成26年1月に始動した「HORIBAステンドグラス・プロジェクト」※を通じてもグループ力をさらに高め、あらゆるお客様に対して分析・計測の真のパートナーとなるべく、"ONE STEP AHEAD"をスローガンに事業成長と事業範囲の拡大を実現します。オーナー(株主)の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

※HORIBAステンドグラス・プロジェクト: 「性別・年齢・国籍・障がいなどを乗り越えて多様な個性・才能が輝き、新たな価値を創造し続けることで強いHORIBAを実現する」をミッションに掲げたプロジェクト。平成26年1月にスタート、平成29年1月よりステンドグラスプロジェクト推進室を設立し、グローバルにプロジェクトの成長を加速させている。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第77期 (平成26年1月~平成26年12月)	第78期 (平成27年1月~平成27年12月)	第79期 (平成28年1月~平成28年12月)	第80期(当連結会計年度) (平成29年1月~平成29年12月)
受注高(百万円)	159,358	166,483	177,626	211,781
売 上 高(百万円)	153,065	171,916	170,093	195,399
経常利益(百万円)	16,454	19,639	18,279	26,608
親会社株主 に帰属する (百万円) 当期純利益	10,589	13,282	12,962	16,281
1株当たり 当期純利益 ^(円)	250.28	315.23	307.74	386.30
総資産(百万円)	207,335	232,121	239,657	265,920
純 資 産(百万円)	124,314	127,243	133,191	150,866
1 株当たり 純 資 産 額 ^(円)	2,928.82	3,011.71	3,148.70	3,565.00

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
 - 3. 当社及び国内連結子会社は、従来、主として出荷日に収益を認識しておりましたが、第79期より、契約条件等に基づき主として据付完了日もしくは着荷日に収益を認識する方法に変更するとともに、第78期につきましては遡及適用を行っております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第77期 (平成26年1月~平成26年12月)	第78期 (平成27年1月~平成27年12月)	第79期 (平成28年1月~平成28年12月)	第80期(当事業年度) (平成29年1月~平成29年12月)
受注高(百万円)	58,941	59,118	62,986	66,587
売 上 高(百万円)	56,116	60,787	59,087	62,869
経常利益(百万円)	9,625	10,843	9,251	10,300
当期純利益 (百万円)	7,355	8,559	7,667	9,092
1株当たり 当期純利益 (円)	173.84	203.13	182.03	215.72
総資産(百万円)	124,965	146,978	154,157	169,101
純 資 産(百万円)	85,092	87,880	92,896	99,586
1株当たり 純 資 産 額 (円)	2,001.85	2,076.60	2,193.95	2,350.70

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。

3. 当社は、従来、主として出荷日に収益を認識しておりましたが、第79期より、契約条件等に基づき主として据付完了日もしくは着荷日に収益を認識する方法に変更するとともに、第78期につきましては遡及適用を行っております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社は親会社を有しておりません。

②重要な子会社の状況 (平成29年12月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主な事業内容
株式会社堀場エステック	1,478 百万円	100.0%	ガス流量計測・制御装置の製造、販売
ホリバ・インスツルメンツ社(アメリカ)	10,364干US\$	100.0%	測定機器の製造、販売
ホリバ・ヨーロッパ社(ドイツ)	8,802千Euro	100.0%	測定機器の製造、販売
ホ リ バ A B X 社(フランス)	23,859千Euro	100.0%	血球計数装置の製造、販売
ホリバ・フランス社(フランス)	7,075千Euro	100.0%	光学機器及び精密機械の製造、販売
ホ リ バ MIRA 社(イギリス)	50,000千Pound	100.0%	車両開発エンジニアリング
ホリバ・U K ファイナンス社(イギリス)	40,000千Pound	100.0%	イギリスグループ会社のファイナ ンス及び資金管理
ホリバ・アメリカス・(アメリカ) ホール ディング社(アメリカ)	40,364∓US\$	100.0%	アメリカ州グループ会社のファイ ナンス及び資金管理

(注) ホリバ・インスツルメンツ社 (アメリカ)、ホリバABX社 (フランス)及びホリバ・フランス社 (フランス)における議決権比率は、当社の他の子会社が有する議決権数によるものであります。また、ホリバ・ヨーロッパ社 (ドイツ)における議決権比率は、当社が有する議決権数に、当社の他の子会社が有する議決権数を加えたものであります。

(**7**) **主要な事業内容** (平成29年12月31日現在)

当社グループは各種分析計の製造及び販売を行っており、部門別の主要製品・サービスは次のとおりであります。

部門	主要製品・サービス
自動車計測システム機器	エンジン排ガス測定装置、使用過程車用排ガス分析計、
	車載型排ガス分析装置、ドライブラインテストシステム、
	エンジンテストシステム、ブレーキテストシステム、運行管理システム、
	車両開発エンジニアリング、試験エンジニアリング、研究開発棟リース
環境・プロセスシステム機器	煙道排ガス分析装置、水質計測装置、大気汚染監視用分析装置、
	環境放射線測定器、プロセス計測設備
医用システム機器	血球計数装置、免疫測定装置、生化学用検査装置、血糖値検査装置
半導体システム機器	マスフローコントローラー、薬液濃度モニター、半導体異物検査装置、
	残留ガス分析装置
科学システム機器	pHメーター、粒子径分布測定装置、蛍光 X 線分析装置、金属分析装置、
	ラマン分光分析装置、蛍光分光分析装置、分光器、グレーティング(回折格子)

(8) 主要な営業所及び工場 (平成29年12月31日現在)

株式会社堀場製作所	本社・工場(京都市)
	びわこ工場(大津市)
	HORIBA最先端技術センター(京都市)
	東京支店(東京都千代田区)
	北海道セールスオフィス(札幌市)
	東北セールスオフィス(仙台市)
	栃木セールスオフィス(宇都宮市)
	つくばセールスオフィス(つくば市)
	東京セールスオフィス(東京都千代田区)
	横浜セールスオフィス(横浜市)
	浜松セールスオフィス(浜松市)
	豊田セールスオフィス(豊田市)
	名古屋セールスオフィス(名古屋市)
	大阪セールスオフィス(大阪市)
	四国セールスオフィス(高松市)
	広島セールスオフィス(広島県安芸郡)
	九州セールスオフィス(福岡市)
株式会社堀場エステック	本社・工場(京都市)
	阿蘇工場(熊本県阿蘇郡)
	京都福知山テクノロジーセンター(福知山市)
ホリバ・インスツルメンツ社(アメリカ)	本社・工場(アメリカ/カリフォルニア州)
ホリバ・ヨーロッパ社(ドイツ)	本社・工場(ドイツ/オーバーウルゼル市)
	支店(ドイツ/ダルムシュタット市)
ホリバABX社(フランス)	本社・工場(フランス/モンペリエ市)
ホリバ・フランス社(フランス)	本社・工場(フランス/ロンジュモ市)
	リサーチセンター(フランス/パラゾー市)
ホリバMIRA社(イギリス)	本社(イギリス/ナニートン市)
ホリバ・ブラジル社(ブラジル)	本社・工場(ブラジル/サンパウロ市)
ホリバ・インド社(インド)	本社(インド/ニューデリー市)
	テクニカルセンター(インド/プネ市)
ホリバ・コリア社(韓国)	本社(韓国/京畿道プチョン市)
	支店(韓国/ソウル市)
堀場エステック・コリア社(韓国)	本社(韓国/龍仁市)

(注) 株式会社堀場製作所は、つくばセールスオフィス(つくば市)を廃止いたしました。

(9) 従業員の状況 (平成29年12月31日現在)

①企業集団の従業員

部門	従業員数	前期末比増減
自動車計測システム機器	2,410名	60名増
環境・プロセスシステム機器	571名	31名増
医用システム機器	1,156名	25名増
半導体システム機器	882名	72名増
科学システム機器	935名	8名増
全社(共通)	1,445名	54名増
合 計	7,399名	250名増

②当社の従業員

	従業	員 数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男	性	1,208名	9名減	41.3歳	15.2年
女	性	366名	8名増	36.8歳	10.3年
合	計	1,574名	1名減	40.2歳	14.1年

(10) 主要な借入先の状況 (平成29年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,912百万円
株式会社みずほ銀行	5,170百万円
株式会社三井住友銀行	2,844百万円

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 42,532,752株 (自己株式377,723株を含む。)

(3) 株主数 6,887名

(4) 大株主 (上位10名)

株	主	名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サ	ービス信託銀行株式会社	社(信託口)	2,685	6.4
1	卜信託銀行株式会社(作		2,291	5.4
828035ピクテ ルクセンブルクレフ	アンドシーヨーロッパ! ユーシッツ	エスエー	1,649	3.9
全国共済農業協同組	合連合会		1,287	3.1
堀場 厚			879	2.1
京都中央信用金庫			830	2.0
株式会社京都銀行			828	2.0
日本トラスティ・サ	ービス信託銀行株式会社	社(信託口9)	808	1.9
堀場洛楽会投資部会			769	1.8
日本トラスティ・サ	ービス信託銀行株式会社	社(信託口5)	755	1.8

⁽注) 持株比率は自己株式 (377,723株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(平成29年12月31日現在)

名称	発行日	個数	株式の 種類と数	行使時の 払込金額	行使期間	保有者数
第1回株式報酬型 新株予約権	平成21年4月16日	216個	普通株式 21,600株	1株当たり 1円	平成21年4月17日~ 平成51年4月16日	取締役4名
第2回株式報酬型 新株予約権	平成22年4月23日	107個	普通株式 10,700株	1株当たり 1円	平成22年4月24日~ 平成52年4月23日	取締役4名
第3回株式報酬型 新株予約権	平成23年4月21日	128個	普通株式12,800株	1株当たり 1円	平成23年4月22日~ 平成53年4月21日	取締役4名
第4回株式報酬型 新株予約権	平成24年4月24日	114個	普通株式 11,400株	1株当たり 1円	平成24年4月25日~ 平成54年4月24日	取締役4名
第5回株式報酬型 新株予約権	平成25年5月8日	149個	普通株式 14,900株	1株当たり 1円	平成25年5月9日~ 平成55年5月8日	取締役4名
第6回株式報酬型 新株予約権	平成26年4月24日	123個	普通株式 12,300株	1株当たり 1円	平成26年4月24日~ 平成56年4月23日	取締役4名
第7回株式報酬型 新株予約権	平成27年5月8日	95個	普通株式 9,500株	1株当たり 1円	平成27年5月 9日~ 平成57年5月 8日	取締役4名
第8回株式報酬型 新株予約権	平成28年5月10日	128個	普通株式 12,800株	1株当たり 1円	平成28年5月11日~ 平成58年5月10日	取締役4名
第9回株式報酬型 新株予約権	平成29年5月9日	78個	普通株式 7,800株	1株当たり 1円	平成29年5月10日~ 平成59年5月9日	取締役4名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役は含まれておりません。
 - 2. 第1回株式報酬型新株予約権から第4回株式報酬型新株予約権までの主な行使条件は以下のとおりであります。
 - (1) 「行使期間」に関わらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できます。
 - (2) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
 - 3. 第5回株式報酬型新株予約権から第9回株式報酬型新株予約権までの主な行使条件は以下のとおりであります。
 - (1) 「行使期間」に関わらず、新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株 予約権については、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまで の間に限り、子会社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該子会 社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約 権を行使できるものとし、それぞれの地位に基づいて割当てを受けた新株予約権をそれぞれ一括して行使で きます。

- (2) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
- 4. 上記の新株予約権の個数及び数には、執行役員の地位であった時に交付されていたものを含みます。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

名称	発行日	個数	株式の 種類と数	行使時の 払込金額	行使期間	交付者数
第9回株式報酬型 新株予約権	平成29年5月9日	45個	普通株式 4,500株	1株当たり 1円	平成29年5月10日~ 平成59年5月9日	執行役員16名
第9回株式報酬型 新株予約権	平成29年5月9日	30個	普通株式 3,000株	1株当たり 1円	平成29年5月10日~ 平成59年5月9日	子会社の取締役 及び執行役員12名

- (注) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。
 - 1. 「行使期間」に関わらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、当社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、子会社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとし、それぞれの地位に基づいて割当てを受けた新株予約権をそれぞれ一括して行使できます。
 - 2. その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成29年12月31日現在)

	氏	名			地位	及び	 汨当		重要な兼職の状況
堀	場		厚	代表	取締	役会	長兼社	長	株式会社堀場エステックの代表取締役会長
									株式会社ロック・フィールド 社外取締役
									株式会社ワコールホールディングス 社外取締役
齊	藤	壽	_	代表	長取約	締 役	と副社	長	
				(経	揮営 劉	略	本部長)	
足	<u> </u>	正	之	専	務	取	締	役	ホリバ・フランス社(フランス) 経営監督委員会議長
				(開発	是陪本第	兼開	発統括室長	₹)	
長	野	隆	史	取		締		役	ホリバ・コリア社(韓国) 代表取締役会長
				(6	営業	本	部長)	
杉	\blacksquare	正	博	取		締		役	株式会社七十七銀行 社外取締役
東位	犬見	慈	晃	取		締		役	宗教法人青蓮院 代表責任役員 門主
竹	内	佐利	0子	取		締		役	山形大学工学部(学術院) 特任教授
宇	野	敏	彦	監	查	役	(常堂)	
石	角	完	爾	監		査		役	千代田国際経営法律事務所 所長 代表弁護士
石	\blacksquare	敬	輔	監		査		役	株式会社写真化学 代表取締役会長兼社長
									株式会社エスケーエレクトロニクス 取締役相談役

- (注) 1. 取締役 杉田正博、東伏見慈晃、竹内佐和子は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 石角完爾、石田敬輔は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役 石角完爾は、弁護士の資格を有しており、財務・会計及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査役 石田敬輔は、長年にわたる企業経営者としての経験を有し、財務・会計及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりました。しかし、監査役 石角完爾については、同氏の二親等以内の親族が代表を務めるテクニオンジャパン株式会社との取引額が、同社の年間売上高の5%以上になり、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たさないこととなったため、独立役員指定解除を平成29年2月14日に同取引所に届け出ております。
 - 6. 当事業年度中の取締役の異動 退任 平成29年3月25日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、佐藤文俊は取締役を退任しました。

7. 当事業年度中に、次のとおり取締役の重要な兼職の状況に異動がありました。

		Ø			
	氏 名		異動前	異動後	異動年月日
杉	\Box	正博	MSD株式会社 監査役 株式会社七十七銀行 社外取締役	株式会社七十七銀行 社外取締役	平成29年 4 月30日
竹	内	佐和子	文部科学省 顧問	重要な兼職なし	平成29年 3 月31日
	们 内 佐札	压们丁	重要な兼職なし	山形大学工学部(学術院) 特任教授	平成29年6月1日

8. 当事業年度末後に、次のとおり取締役の地位及び担当に異動がありました。

	氏 名			地位及び担当							
				異動前	異動後	異動年月日					
堀	場		厚	代表取締役会長兼社長	代表取締役会長兼グループCEO	平成30年1月1日					
齊	藤	壽	_	代表取締役副社長 (経営戦略本部長)	代表取締役副会長兼グループCOO	平成30年1月1日					
足	<u>17</u>	正	之	専務取締役 (開発本部長兼開発統括室長)	代表取締役社長	平成30年1月1日					
長	野	隆	史	取締役(営業本部長)	取締役(GLOBAL ATS BOARD LEADER)	平成30年1月1日					

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役8名 6億8,510万円 (うち社外3名 1,800万円)

監査役3名 2,400万円 (うち社外2名 1,200万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成25年3月23日開催の第75回定時株主総会において年額7億円以内(うち社外取締役分2,000万円以内、また使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、この報酬限度額の内訳は、連結純利益に連動する報酬として上限5億円、下限0円、定期同額給与等の基本報酬として2億円以内としております(ただし、社外取締役に対する報酬は基本報酬のみとする。)。また、これとは別枠にて、平成21年3月28日開催の第71回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額7,000万円以内の範囲で取締役(社外取締役を除く。)に割当てることを決議いただいております。
 - 3. 上記の取締役に対する報酬等の額には、当事業年度に係る連結純利益に連動する報酬5億円及び株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権4.230万円(取締役4名)が含まれております。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月24日開催の第69回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。

(3) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区分	氏	名	主 な 活 動 状 況
取締役	杉田	正博	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、国際経験豊か
			で、金融に関する造詣も深いうえ、取締役、監査役としての経験も有し
			ており、当社の経営について貴重な指摘、意見をいただいております。
取締役	東伏見	慈晃	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、宗教法人青蓮院
			の門主としての卓見に基づく倫理的観点からの助言や、金融機関での勤
			務経験等に基づく当社の経営についての貴重な指摘、意見をいただいて
			おります。
取締役	竹内	佐和子	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、フランス
			の現地法人へ出張し現状把握に努めるとともに、工学博士としての見識
			や、当社の主要な拠点があるフランスをはじめとした国際経験に基づ
			き、当社の経営について貴重な指摘、意見をいただいております。
監 査 役	石 角	完 爾	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席するとともに、当事業
			年度開催の監査役会13回のうち全てに出席し、主に弁護士としての専門
			的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監 査 役	石 田	敬輔	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席するとともに、当事業
			年度開催の監査役会13回のうち全てに出席し、経営者としての経験も豊
			富で、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

②重要な兼職先と当社との関係

区分	氏	名	兼 職 状 況
取締役	杉田	正博	株式会社七十七銀行 社外取締役
取締役	東伏見	慈 晃	宗教法人青蓮院 代表責任役員 門主
取締役	竹内	佐和子	山形大学工学部(学術院) 特任教授
監 査 役	石 角	完 爾	千代田国際経営法律事務所 所長 代表弁護士
監 査 役	石 田	敬輔	株式会社写真化学 代表取締役会長兼社長
			株式会社エスケーエレクトロニクス 取締役相談役

- (注) 1. 取締役 東伏見慈晃が門主を務める宗教法人青蓮院へは、平成28年3月に寄付を行っておりますが、その額は過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えず、また同法人の直近事業年度における総収入額の2%を超えない額であり、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たすことから同氏の独立性に問題はなく、また、当社と同法人との間には、特別の関係はありません。
 - 2. 監査役 石角完爾が代表弁護士を務める千代田国際経営法律事務所とは、顧問弁護士契約を締結しております。当社は同事務所へ顧問料を支払っておりますが、その額は同事務所の直近事業年度における総収入額の 2%を超えない額であり、当社と同事務所との間には、特別の関係はありません。なお、同氏の二親等以内の親族が代表を務めるテクニオンジャパン株式会社との取引額が、同社の年間売上高の5%以上になり、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たさないこととなったため、独立役員指定解除を平成29年2月14日に同取引所に届け出ております。
 - 3. 監査役 石田敬輔が代表取締役会長兼社長を務める株式会社写真化学とは、一般的取引条件にしたがってカタログ印刷等の取引を行っております。当社グループと同社グループの取引額は当社グループの当連結会計年度の売上高に対して2%未満、同社グループの直近連結会計年度における売上高に対して5%未満と、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たすことから同氏の独立性に問題はなく、また、当社と同社との間には、特別の関係はありません。
 - 4. その他の社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
 - 5. 当社では、「独立社外役員の独立性判断基準」を当社ウェブサイト (http://www.horiba.com/jp/investor-relations/corporate-governance/) に掲載しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 46百万円
- ②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 59百万円
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の重要な連結子会社のうち、ホリバ・インスツルメンツ社(アメリカ)、ホリバ・ヨーロッパ社(ドイツ)、ホリバABX社(フランス)、ホリバ・フランス社(フランス)、ホリバMIRA社(イギリス)は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。
 - 3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する ための体制
 - ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i. 取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、法令及び定款を遵守することをホリバコーポレートフィロソフィ、倫理綱領等に明記して、法令・定款遵守の企業風土を醸成し、法令・定款違反行為の未然防止に努めるものとする。

取締役及び使用人が他の取締役または使用人の法令・定款違反行為を発見した場合は、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとし、コンプライアンス統轄責任者は通報内容を確認して、必要に応じて社内関係機関に報告するなどガバナンス体制を維持・強化するものとする。

- ii. コンプライアンス体制の基礎として、倫理綱領及びコンプライアンス管理規程を定めており、今後とも、取締役及び使用人全員へのこれらの浸透を図り、内部統制システムの構築・整備・維持・向上の推進を図るものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対して、教育を実施するものとする。
- iii. 内部監査に当たる監査担当部署は、法令・定款違反の発見・防止と業務プロセスの改善指示等に努めるものとし、執行部門から独立した組織にするものとする。
- iv. 法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての前記「i.」記載の社内通報体制に加えて、コンプライアンス管理規程に基づき社外弁護士等を直接の情報受領者とする通報制度をすでに設けており、今後ともその適切な運用を行うものとする。
- v. 監査役は、当社の法令・定款遵守体制及びコンプライアンスに関する体制の運用に問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- vi. 取締役会、監査役による監督・監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社 外取締役と社外監査役をすでに選任しているが、今後とも引き続き適任者を選ぶものとする。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の指揮・監督の下で業務執行を行う使用人の職務執 行に係る情報も含めて、文書管理規程、文書保存基準等文書に関する定めに基づき適切かつ確実に検索 性の高い状態で保存・管理するものとする。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制 損失の危険の管理に関する体制の基礎として、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク管理の体制を 構築し、運用するものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・ 訓練を実施するものとする。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則として月1回 開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、取締役会の決定に基づく職務執行 に当たっては、取締役・執行役員が役割分担等を行い効率的な業務執行を行うものとする。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するコーポレートフィロソフィを制定しており、その考え方を基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制として、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、各グループ会社の経営会議等を通じて子会社の取締役等の職務の執行に係る事項につき報告を求めるとともに、必要に応じてモニタリング・監査を行うものとする。また、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行等が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、取締役及び使用人は、グループ会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとする。
- ii. 子会社の損失の危険の管理に関する体制として、関係会社管理規程に従い子会社のリスク把握を行うほか、国内子会社においては、国内の子会社も対象とするリスク管理に関する諸規程を定め、子会社におけるリスク管理の体制を構築し、運用するものとする。
- iii. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、グループー体となった経営を推進し、各グループ会社の経営会議、グローバル経営戦略の審議・決定を行う会議、経営戦略に基づく予算の審議・決定を行う会議を開催するほか、グループ会社間で業務のシェアードサービスを実施する等、効率化を図るものとする。
- iv. 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上の問題があると認識した場合には、監査担当部署またはコンプライアンス担当部署に報告するものとする。監査担当部署またはコンプライアンス担当部署は直ちに監査役に報告するとともに、必要に応じて社内関係機関に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。また、報告を受けた監査担当部署またはコンプライアンス担当部署、社内関係機関は、コンプライアンス管理規程、リスク管理に関する規程等に基づき対応するものとする。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該 使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する 事項

監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することを求めることができるものとする。監査役補助者に関し、その任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定については、監査役の同意を必要とするものとする。

また、監査役は、監査の実効性の観点から監査役補助者の体制の強化に努めるものとし、監査役補助者の属する組織及び監査役の監査役補助者に対する指揮命令権の明確化を図るものとする。

- ②取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が 監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - i. 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に、また同様に子会社の取締役、監査役、使用人等(これらの者から報告を受けた者を含む)は、子会社の業務

または業績に影響を与える重要な事項について当該子会社における担当部署もしくは子会社の監査役を通じて当社の監査役に、報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役、使用人等に対して報告を求めることができるものとする。

- ii. 社内通報に関するコンプライアンス管理規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令・定款違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ⑧報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 コンプライアンス管理規程に報告者の不処分を規定し、前記「⑦」記載の報告を行った者に対して、報告したことを理由に処分したり、不利な取扱いをしないものとする。
- ⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項 監査では、監査役費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意し、職務の執行上必要と認める費

監査技は、監査技賃用の支出にあたってその効率性及び適正性に留息し、職務の執行工必要と認める賃用について予算を計上するものとする。なお、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができるものとする。

⑩監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査の実施に当たり、監査役と弁護士、公認会計士等外部専門家との連携体制、監査担当部署等との社内の連携体制を確保するものとする。

(2) 当社の上記体制の運用状況

(1)コンプライアンスに対する取組みの状況

ホリバコーポレートフィロソフィ、コンプライアンス管理規程、倫理綱領等を制定して、コンプライアンスに係る体制強化を図り、違法行為を未然防止するとともに、違法行為を早期に発見是正する施策として内部通報制度を導入し、社外弁護士相談窓口、内部通報メールシステム等を設置して、社内の法令遵守意識を高めております。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発や事案の審議、内部通報された内容の審理・答申・是正勧告などの機能を担っております。

②職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

定例取締役会を毎月1回、臨時の取締役会を必要に応じてそれぞれ開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っております。

取締役会における経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、コーポレートオフィサー(執行役員)制度を導入しております。取締役は、コーポレートオフィサーに業務執行を委託し、委託を受けたコーポレートオフィサーは部長等管理職に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っております。

常勤取締役、常勤監査役、コーポレートオフィサーが出席する常勤取締役会は原則毎月1回開催し、各担当業務の進捗状況、経営情報の共有、問題点の把握・協議などを行っております。また、取締役、コーポレートオフィサー、部門長が出席するオペレーション会議、経営会議はそれぞれ月に2~4回の頻度で定期的に開催し、業務執行に関する報告・検討・決定等を行っております。

また、取締役会、監査役による監督、監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役を選任しております。

③損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理体制の強化を目的にグループリスク管理規程を制定し、リスクを事業に関するリスク、開発・製造に関するリスク、販売に関するリスク、財務に関するリスクと大きく分類し、それらのリスクの 管理体制・危機発生の際の責任体制などについて定めております。

リスク管理に関わる課題、対応策を協議、承認する組織として、HORIBAグループリスク管理委員会がその任に当たることとし、定期的な啓発活動、トレーニングにより、リスクに直面した際には、経営トップから担当者まで、HORIBAグループ全員が、自らの役割を認識し、責任ある的確な行動ができる体制を整えております。

④当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

関係会社管理規程に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行っております。

取締役及び使用人は、当社グループにおいて、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な 事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとしております。

また、各グループ会社の役員及び幹部社員が出席するグローバルな経営戦略を審議・決定する会議、経営戦略に基づく予算を審議・決定する会議を開催しております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画などに従って監査を実施し、取締役会、常勤取締役会、オペレーション会議、事業部門ごとの経営会議、その他重要な会議に出席しております。また、取締役、内部監査部門などからその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査して、取締役の職務遂行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為の監視をしております。

弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携、監査担当部署などとの社内の連携を図っております。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主、投資家、お客様、取引先、従業員等の様々なステークホルダー(利害関係者)との相互 関係に基づき成り立っています。当社は、世界で事業展開する分析機器メーカーとして「真のグローバル カンパニー」をめざし、様々な産業分野の市場に対して、付加価値の高い製品やサービス、分析技術を通 じて、「地球環境の保全」「ヒトの健康」「社会の安全・利便性向上」「科学技術の発展」などに貢献す ることを使命とし、それによって、全てのステークホルダーに対する企業としての社会的責任(社会貢献) を果たすことができると考えています。

また、当社は、将来の収益を生み出す源泉であり企業の永続を担保する人財・技術力やそれを支える企業文化といった「見えない資産」を大切に育成し、これらを包括する「HORIBAブランド」の価値を高める活動を展開しています。これにより、企業価値向上と様々なステークホルダーとの強い信頼関係の構築をめざします。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資していただいている株主の皆様には、当社の企業理念及び経営方針にご賛同いただいたうえで、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと考えます。言い換えれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと当社は考えており、当社株式の大量取得行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かについても、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えています。

一方、わが国の資本市場において、企業価値の源泉となるステークホルダーの存在を無視して、自己の 短期的な利益のみを追求していると思われる株式の大量取得行為があり得ると認識しています。当社とし ては、上述の社会的責任を果たし、企業価値を向上させることが、このような濫用的な株式の大量取得行 為への最善の対応であり、いわゆる買収防衛策の導入は不要と判断しています。

ただ、仮に、このような濫用的な株式の大量取得行為の提案がなされた場合には、株主、投資家の皆様に適切にご判断いただくために、当社経営陣はそのような濫用的な提案の内容や条件について十分検討し、その検討結果及び見解を株主、投資家の皆様に提供することが、重要な責務であると考えています。

また、当社では、株主の皆様に対して善管注意義務を負う経営者の当然の責務として、株式の買付けや 買収提案に際しては、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、適切な措置を講じます。 そのため、社外の専門家も起用して株式の買付けや買収提案の評価及び買付者や買収提案者との交渉を 行うほか、当社の企業価値、株主共同の利益を損なうと判断される株式の買付けや買収提案に対しては、 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考え、関連する法令に従い、適切に対応し

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

ます。

オーナー (株主) の皆様への利益配分につきましては、平成25年2月14日開催の取締役会において、平成25年度以降は、配当金額と自社株式取得金額を合わせた「株主総還元額」を連結純利益の30%を目処として、柔軟に対処することを基本方針として決定しました。利益成長を通じて企業価値向上を図るべく、内部留保資金を有効活用し成長分野に重点的に投資する一方、この方針のもと、オーナー(株主)の皆様に対して、連結業績に連動した利益還元を実施してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

〔単位 百万円〕

資 産	の部		部
科目	金額	科 金	額
流動資産	177,487		4,378
現 金 及 び 預 金	58,995		3,272
受取手形及び売掛金	60,152		8,352
有価証券	1,902		4,888 6,277
商品及び製品	16,512		3,519
			61
仕 掛 品	16,396		1,464
原材料及び貯蔵品	12,665	役員賞与引当金	63
繰 延 税 金 資 産	4,331		1,932
そ の 他	7,321	災害損失引当金	49
貸倒引当金	△788		4,496
固定資産	88,432		0,675 5,000
有形固定資産	68,701	I	8,704
建物及び構築物	36,900		2,036
			2,145
機械装置及び運搬具	10,776	厚生年金基金解散損失引当金	640
土地	13,736		2,149
建設仮勘定	3,468		5,054
その他	3,818		部 4,585
無形固定資産	4,397		2,011
$0 h \lambda$	194		8,717
ソフトウェア	3,298		5,345
その他	904	I	1,488
			5,697
投資その他の資産	15,334	I	4,636
投資有価証券	11,000	為替換算調整勘定 退職給付に係る調整累計額	1,151 △90
繰 延 税 金 資 産	1,549	一	492
そ の 他	2,861	非支配株主持分	90
貸 倒 引 当 金	△77		0,866
資 産 合 計	265,920		5,920

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

71		ΔT.
科目	金	額
│ 売		195,399
売 上 原 価		112,107
売 上 総 利 🕹	†	83,291
販売費及び一般管理費		56,457
営業 利益	š	26,834
営業外収益		
受 取 利 類	104	
受取配当 贫		
助成金収		
· 雜 収 ジ		604
営業外費用		1
支 払 利 類	428	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		829
経常利益		26,608
特別 利 益	•	20,000
日 定 資 産 売 却 益	58	
投資有価証券売却益		
厚生年金基金解散損失引当金戻入額		514
特別 損 失	733	
固定資産売却 担	2	
固定資産除却		
投資有価証券評価担		
演 損 損		2,738
税金等調整前当期純利益´	2,320	24,385
法人税、住民税及び事業税	7,647	2 ,,303
法人税等調整額	439	8,086
当期 純 利 益	733	16,298
非支配株主に帰属する当期純利益		16
親会社株主に帰属する当期純利益		16,281

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

株式会社堀場製作所 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 橋 本 克 己 ⑩業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 久 木 ⑩業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 井 康 二 ⑩ 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社堀場製作所の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社堀場製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

		産		の	部		負	ſ	 責	の	部
	科			金	額		科			金	額
流	動資	産			86,771	流	動		債		36,973
	現 金 及				33,139		支 _		手 形		252
	受 取	手	形		3,623		電子				12,661
	売	掛	金		14,608		買	掛	金		5,616
	有 価	証	券		1,900		未	払	金		6,589
	商品及	び製			1,594		未 未 払		費 用 税 等		557 3,429
	仕	掛			9,995		前	、法 <i>丿</i> 受			5,429 6,409
	原材料及	ひじ貯蔵	表品		1,786		預	() ()	金		44
	繰 延 稅	金資	産		1,338			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	当金		375
	未 収	入	金		18,542		製品	, 保証	引当金		659
	そ	σ	他		277		そる	か、 の	他		376
	貸倒	引当	金		△35	固	定		債		32,541
固	定資	産			82,329		社		債		15,000
		資 産			21,034			朝 借	入 金		15,120
'	,	<i></i>	物		12,559				引当金		50
	構	築	物		488				対		500
	機械及		置		1,221		そ	<u>の</u>	他_		1,870
	車両	運 搬	具		46	負			計		69,514
		具及び仮			1,387	株	<u>純</u> 主	資_ 資	<u>產</u> 本	の	部 94,690
	土 土) () () ()	地		5,237	資		本			12,011
	建設	仮 勘	定		92	資	本	剰 余	金 金		18,612
無			,_		1,847		· 資 本		黄金		18,612
"	ソフト	<u>、</u> ウェ	ア		1,754	利	益	剰 余			65,555
	そ	σ	他		93		利益	準が	莆 金		817
担	資その他の)資産			59,447			利益乗	- · · - · · · · · · · · · · · · · · · ·		64,737
	投資有		券		10,462			資産圧約 ^			31
	関係会		式		45,156			金積	立金		54,689
		社出資			1,276	_	繰越		剰余金		10,016
	関係会社		-		303	自 評価		株 算差額	式		△1,488 4,403
	長期	預	金		1,500			异 左 徴 証券評価。			4,403 4,403
	で そ	の の	他		901	新	が は 予		権		4,403
	貸倒	引当	金		△154	純			<u>唯</u> 合 計		99,586
資			<u> </u>		169,101	負			<u></u>		169,101

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔単位 百万円〕

2,705

464

86

10,678

1,586

9,092

10,300

和	斗		E	3	金	額
売		上		高		62,869
売	上	原		価		40,135
売	上	総	利	益		22,733
販 売	費及	び - 般	管理	費		16,965
営	;	業	利	益		5,768
営	業	外	収	益		
受		取	利	息	11	
受	取	配	当	金	4,312	
雑		収		入	2,913	7,237
営	業	外	費	用		

23

91

45

0

0

108

355

86

2,544

(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

法人税、住民税及び事業税1,547法人税等調整額39当期純利益

損益計算書

支

社

為

雑

経

特

特

固

31

払

債

替

常

資

資

別

別

定

前

定

損

産

証

厚生年金基金解散損失引当金戻入額

産

期

利

金

損

利

利

差

利

売

除

純

息

息

損

失

益

益

額

損

益

失

益

却

却

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

株式会社堀場製作所 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員業務執行社員 公認会計士 橋 己 @ 本 克 指定有限責任社員 公認会計士 中 鳥 ク 木印 業務執行社員 指定有限責任社員 二印 公認会計士 安 # 康 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社堀場製作所の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 育 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、 各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、グループ経営監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連 結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月13日

株式会社 堀場製作所 監査役会

常勤監査役字野 敏彦 ⑩社外監査役石角 完爾⑩社外監査役石田 敬輔⑩

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(7名)の任期が満了いたしますので、経営体制の強化を図るため 1名増員し、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数					
1	ほり ば あつし 堀 場 厚 (昭和23年2月5日生)	昭和47年9月 当社入社 昭和52年12月 当社海外技術部長 昭和56年3月 当社海外本部長 昭和57年6月 当社取締役就任 昭和63年6月 当社専務取締役就任 平成元年6月 株式会社エステック(現株式会社堀場エステック)取締役就任 平成7年6月 株式会社エステック(現株式会社堀場エステック)代表取締役社長就任 平成7年6月 株式会社エステック(現株式会社堀場エステック)代表取締役社長就任 平成14年8月 厚利巴儀器(上海)有限公司(現堀場儀器(上海)有限公司)取締役会長(董事長)就任 平成17年6月 当社代表取締役会長兼社長就任 平成17年6月 当社代表取締役会長兼社長就任 平成28年4月 株式会社堀場エステック代表取締役会長就任 現在に至る平成30年1月 当社代表取締役会長兼グループCEO就任 現在に至るであるの状況)株式会社堀場エステック 代表取締役会長 株式会社ロック・フィールド 社外取締役 株式会社ワコールホールディングス 社外取締役	880,085株					
	【取締役候補者とした理	#]						
		-	当社グループ					
	平成4年から平成29年末に至るまで約26年間に渡り当社代表取締役社長を務め、グローバルに当社グループの成長をリードする等、豊富な経営経験を有しており、グループCEOとして、より一層のグループ力の強化や							

グローバル展開を進めるにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数			
2	さい とう じゅ いち 齊 藤 壽 一 (昭和33年2月10日生)	昭和57年3月 当社入社 平成9年3月 当社エンジン計測企画開発部長 平成14年2月 ホリバ・インスツルメンツ社 (アメリカ) 取締役社長就任 平成14年6月 当社コーポレートオフィサー (執行役員) 就任 平成16年6月 株式会社エステック (現株式会社堀場エステック) 取締役就任 平成17年6月 当社取締役就任 株式会社堀場エステック常務取締役就任 平成20年6月 同社取締役副社長就任 平成24年1月 当社経営戦略本部長 平成25年3月 当社収締役副社長就任 平成28年3月 当社代表取締役副社長就任 平成30年1月 当社代表取締役副社長就任 平成30年1月 当社代表取締役副会長兼ブループCOO就任 現在に至る	16,731株			
	【取締役候補者とした理	— ·	- /= \\/ /			
	経営戦略本部長として事業戦略や企業買収を中心となって推進した経験に加え、アメリカ子会社の経営をはじ					
	めとした海外経験を有しており、グループCOOとしてグループ全体を統括し、より一層のグローバル展開を					
	進めるにあたり適任と¥	川断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数						
3	あ だち まさ ゆき 足 立 正 之 (昭和37年11月1日生)	昭和60年3月 当社入社 平成11年3月 当社エンジン計測開発部長 平成15年3月 当社エンジン計測システム統括部長 平成17年9月 当社自動車計測システム統括部長 平成18年6月 当社コーポレートオフィサー(執行役員)就任 平成19年1月 ホリバ・インターナショナル社(アメリカ)社長就任 平成22年4月 当社シニアコーポレートオフィサー(常務執行役員)就任 平成23年1月 当社開発本部長兼開発統括室長 平成26年3月 当社取締役就任 平成26年4月 ホリバ・ジョバンイボン社(フランス) (現ホリバ・フランス社(フランス)) 代表取締役社長就任 平成28年1月 同社経営監督委員会議長就任 現在に至る 平成28年3月 当社専務取締役就任 平成30年1月 当社代表取締役社長就任 現在に至る 「重要な兼職の状況」 ホリバ・フランス社(フランス) 経営監督委員会議長	11,882株						
	【取締役候補者とした理 開発本部での豊富な経験		 _おり、当社の						
	技術力をより一層強化しるものであります。	,、グループを牽引するにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選	開発本部での豊富な経験やアメリカ・フランスの子会社の経営をはじめとした海外経験を有しており、当社の 技術力をより一層強化し、グループを牽引するにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いす るものであります。						

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
4	なが の たか し 長 野 隆 史 (昭和37年4月13日生)	昭和60年3月 当社入社 平成11年3月 当社エンジン計測企画開発部長 平成13年3月 当社エンジン計測システム統括部長 平成15年12月 ホリバ・ヨーロッパ社(ドイツ)代表取締役社長就任 平成17年6月 当社コーポレートオフィサー(執行役員)就任 平成18年6月 当社シニアコーポレートオフィサー(常務執行役員)就任 平成23年1月 当社営業本部長 平成23年4月 ホリバ・ヨーロッパ社(ドイツ)代表取締役社長兼CEO就任 平成25年4月 同社CEO就任 平成25年4月 同社CEO就任 平成26年4月 ホリバ・コリア社(韓国)代表取締役社長就任 平成28年3月 当社取締役就任 現在に至る 平成28年4月 ホリバ・コリア社(韓国)代表取締役会長就任 現在に至る 平成28年4月 ホリバ・コリア社(韓国)代表取締役会長就任 現在に至る 平成30年1月 当社GLOBAL ATS BOARD LEADER 現在に至る 「重要な兼職の状況」 ホリバ・コリア社(韓国)代表取締役会長	11,887株
	【取締役候補者とした理由】 自動車計測システム機器部門や営業本部での豊富な経験やドイツ・韓国の子会社の経営をはじめとした海外経験を有しており、激動する自動車業界へ対応するにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
5	※ おお かわ まさ お 大 川 昌 男 (昭和41年3月13日生)	昭和63年 4 月 日本銀行入行 平成15年 9 月 同行フランクフルト事務所長 平成25年 5 月 同行高松支店長 平成27年 6 月 同行京都支店長 平成29年 1 月 同行退行 平成29年 1 月 当社入社 当社シニアコーポレートオフィサー (常務執行役員) 就任 現在に至る 平成29年 3 月 当社管理本部長兼東京支店長 現在に至る	10,249株
		曲】 コーバルな経験から、グローバル財務戦略の構築並びに当社のコンプライ を強化するにあたり適任と判断し、新たに取締役として選任をお願いする	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
6	すぎ た まさ ひろ 杉 田 正 博 (昭和19年10月20日生)	昭和42年4月 日本銀行入行 平成元年4月 同行松本支店長 平成8年5月 同行国際局長 平成10年6月 同行退行 平成10年6月 日本輸出入銀行海外投資研究所長 平成11年9月 同行退行 平成11年9月 同行退行 平成15年9月 同行監事退任 平成15年12月 萬有製薬株式会社社外監査役(常勤)就任 平成18年6月 当社取締役就任 現在に至る 平成19年6月 株式会社七十七銀行社外監査役就任 平成21年10月 萬有製薬株式会社社外監査役就任 平成22年10月 MS D株式会社監査役就任 平成25年6月 株式会社七十七銀行社外監査役退任 同行社外取締役就任 現在に至る 「重要な兼職の状況」 株式会社七十七銀行 社外取締役	1,100株
	【社外取締役候補者とし 豊富な国際金融経済の総	- た理由】 経験や他社の取締役としての見識等を当社の経営に活かしていただいてい	るため、引き
	続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数	
7	ひがしふし み じ こう 東 伏 見 慈 晃 (昭和17年6月21日生)	昭和41年4月 株式会社埼玉銀行(現株式会社りそな銀行)入行昭和63年4月 同行東久留米支店長平成5年3月 株式会社あさひ銀行(現株式会社りそな銀行)退行平成5年4月 宗教法人青蓮院(京都市)入山平成6年4月 同法人執事長就任平成15年12月 同法人代表責任役員 門主就任 現在に至る平成28年3月 当社取締役就任 現在に至る	O株	
	【社外取締役候補者とした理由】 宗教法人青蓮院の門主としての卓見に基づく倫理的観点からの助言や金融機関での勤務経験等 に活かしていただいているため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
8	たけ うち さ わ こ か で 内 佐 和 子 (昭和27年7月9日生)	昭和59年4月 フランス応用数理経済研究所客員研究員 昭和63年10月 エコール・ナショナル・デ・ポンゼショセ(フランス) 国際経営大学院 (MIB) 副所長 平成6年9月 株式会社長銀総合研究所主席研究員 平成10年4月 東京大学大学院工学系研究科助教授 平成14年4月 東洋大学経済学部教授 平成16年10月 世界銀行アジア太平洋部門都市開発セクター(中国担当) 平成17年7月 外務省参与・大使 平成17年10月 京都大学工学研究科客員教授 平成23年4月 パリ日本文化会館(国際交流基金)館長 平成28年3月 当社取締役就任 現在に至る 平成28年4月 文部科学省顧問就任 平成29年6月 山形大学工学部(学術院)特任教授 現在に至る 「重要な兼職の状況」 山形大学工学部(学術院) 特任教授	O株	
	【社外取締役候補者とした理由】			

- (注) 1. 東伏見慈晃氏が門主を務める宗教法人青蓮院へは、平成28年3月に寄付を行っております。なお、その額は過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えず、また同法人の直近事業年度における総収入額の2%を超えない額であり、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たすことから同氏の独立性に問題はありません。
 - 2. その他の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 取締役候補者 杉田正博氏、東伏見慈晃氏、竹内佐和子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 当社では、「取締役候補指名に当たっての方針」及び「独立社外役員の独立性判断基準」を定めております(当社ウェブサイト(http://www.horiba.com/jp/investor-relations/corporate-governance/))。本議案における社外取締役候補者3氏は、すべてこの基準を満たしております。このほか、社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
 - (1) 当社社外取締役就任期間

杉田正博氏の当社社外取締役就任期間は、平成18年6月17日開催の第68回定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって11年9ヶ月であります。

東伏見慈晃氏の当社社外取締役就任期間は、平成28年3月26日開催の第78回定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって2年であります。

竹内佐和子氏の当社社外取締役就任期間は、平成28年3月26日開催の第78回定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって2年であります。

(2) 責任限定契約の締結

当社と杉田正博氏、東伏見慈晃氏、竹内佐和子氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認可決された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

- (3) 独立役員の届出
 - 当社は、杉田正博氏、東伏見慈晃氏、竹内佐和子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- 5. ※印は新任の候補者であります。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役 石角完爾氏、石田敬輔氏の補欠の社外監査役として田辺親男氏、監査役 宇野敏彦氏の補欠監査役として中峯 敦氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、田辺親男氏、中峯 敦氏の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

		070000		
候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略	歴 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
1	た なべ ちか お 田 辺 親 男 (昭和22年4月19日生)	昭和47年4月 昭和54年6月 昭和62年3月 平成2年4月 平成19年5月 平成24年11月 平成26年3月 平成26年4月 平成26年1月 平成26年1月 平成28年1月 平成28年1月	ディカルクラブ 代表取締役会長兼社長	7,446株
	【補欠の社外監査役候補 医療機関における豊富な 社外監査役として選任を	・経営経験と幅広(い見識等を当社の監査業務に活かしていただくため、引 であります。	き続き補欠の

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略	歴 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
2	なか みね あつし 中 峯 敦 (昭和28年8月25日生)	昭和53年3月平成13年7月平成14年6月平成17年3月平成17年6月平成20年12月平成23年4月平成25年1月平成26年1月平成30年1月	当社入社 ABX社 (フランス) (現ホリバABX社 (フランス)) 取締役副社長兼COO就任 当社コーポレートオフィサー (執行役員) 就任 ホリバABX社 (フランス) 取締役社長兼CEO就任 当社シニアコーポレートオフィサー (常務執行役員) 就任 ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社 (フランス) 取締役社長就任 当社コーポレートオフィサー (執行役員) 就任 現在に至る 当社グループ生産統括室長 当社学務改革推進センター長 当社グローバル本部副本部長 現在に至る	7,335株
	【補欠の監査役候補者と	した理由】		
	経理部門での勤務経験や	マフランスでの海	外グループ会社の経営経験を有しており、監査業務を行	うにあたり適
	任と判断し、新たに補久	7監査役として選	任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 補欠監査役候補者 田辺親男氏は、東京証券取引所の定めや当社が定めた「監査役候補指名に当たっての方針」及び「独立社外役員の独立性判断基準」を満たす、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
 - (1) 責任限定契約の締結

田辺親男氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

(2) 独立役員の届出

田辺親男氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

「インターネットによる議決権行使のご案内」

(1) ご注意事項

- ・インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト(https://www.web54.net)をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、このウェブサイトは携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけません。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- ・本株主総会の議決権行使でご使用いただくパスワードは、最初のアクセス時、株主様ご自身で改めてご 設定いただきます。議決権行使書用紙の議決権行使コードが記載された部分を大切に保管していただく とともに、ご入力いただいたパスワードは、忘れないようにご注意ください。

なお、パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

・議決権行使専用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご 了承ください。

(2) お問い合わせ先

- ・議決権行使でのパソコンの操作方法について 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)
- ・その他のご照会は、次の問い合わせ先にお願いいたします。
- ①証券会社に□座をお持ちの株主様 お取引の証券会社
- ②証券会社に□座のない株主様(特別□座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

電話 0120(782)031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

<memo></memo>

株主総会会場ご案内図



交通機関のご案内

- ・ J R ご利用の場合〈西大路駅下車〉
 - 西大路通を北へ徒歩約5分、西大路八条を西へ約10分
- 阪急電車ご利用の場合〈西京極駅下車〉
 - 葛野大路通を南へ徒歩約12分、葛野大路八条を東へ約3分
- ・京都市バスご利用の場合
 - 〈西大路八条下車〉西大路八条を西へ徒歩約10分 〈葛野大路八条下車〉葛野大路八条を東へ徒歩約3分
- ・(ご参考)タクシーご利用の場合
 - JR京都駅より約15分

